

NPO 法人 ゆい -第 6 号-

～子どもの育ちを見つめよう 未来を語ろう 手をつなごう～

～ゆい 6 号を発刊するにあたって～

5 年前の「勉強会」から始まった「ゆい」の歩みを今振り返ってみると、いろいろ大変なこともありましたが、なぜか楽しい思い出ばかりです。それはきっと、「ゆい」の活動を通して多くのつながりを持ち、いろいろな気づきや学ぶ機会が得られ、それが見えない「ちから」となって、私たち自身を支えてくれているからだと思います。

6 号を発刊するにあたり、「ゆい」に関わる全ての皆様、そして興味を持ってくださる方々に感謝の意を表するとともに、これからも一緒に楽しんでいけることを心から願っております。

理事長 高木美穂子

目次

ゆい6号発刊するにあたって	p.1
1. 「わいわいこどもキッチンぷらす」と「夕やけひろば」(姪北)	p.2
2. 「だいこんの花ばたけカフェ」(小田部)	p.3
3. 講演会 ～子どもの発達と、子どもを取り巻く環境を考える～	
第2回「子どもの発達とメディアの関係性について」	p.4
第3回「こども虐待防止とおとなのかかわり」	p.5
4. ゆいコラム (その2) ～私の仕事と「ゆい」～	p.6～7
—会員募集のお願い—	p.8

1. 「わいわいこどもキッチンぷらす」と「タヤけひろば」(姪北)

「タヤけひろば」では食後、参加者の皆さんに毎回アンケートをお願いしています。これは、感想や意見をうかがい、今後の活動に生かすためです。大人も子どもも記入します。

今回はアンケートの回答の中から「タヤけひろば」の様子を見ていただきます。

Q1, 参加してよかったところや、これからやって欲しい事などご自由にお書きください。

家族以外の人々と夕食をとることができてよかったです。作ってもらって温かいご飯を食べることができて幸せでした。

子どもは無料で食べられるから親にとってありがたいし、料理がおいしかった。

子どもがいつもより楽しそうで、いっぱい食べてくれるので、本当に助かります。

—おとなの部—

野菜のことや、やさしく話してくださって子どもたちはうれしそう!

たくさんの方が来ていてびっくりしました。これからも続けて欲しいです。

仕事して帰宅後にご飯を作るのはしんどいので、タヤけひろばの日は気軽に帰ってこれるのでありがたいです。

家で興味のない食材も、同じ年ごろの子どもが食べているとチャレンジしてくれるので助かります。

野菜たっぷりでおいしかったです。

—子どもの部—

シチューおいしかったです。

Q2, 子どもの事で、何か困っていることはありますか?

ごはんも、もちもちでおいしかったです。

兄弟げんかはこまります。

スマホを欲しがって困ります。

野菜・納豆を食べない

朝ご飯を食べない



10月8日蕎麦打ち体験の様子



皆で作るお昼ご飯とデザート

2. 「だいこんの花ばたけカフェ」(小田部)

だいこんの花ばたけカフェは「子どもの食と居場所づくり」の2か所目として、昨年6月にスタートしてから9か月たちました。地域での広がりを模索する中、早良区の社協や西日本新聞社から取材があり、居場所づくりについて話をすることができました。

ー以下記事より抜粋

『安心して住み続けられるまちを目指してー地域カフェ始めました (in 小田部) ー』

～ふらっと立ち寄り、美味しい食事やデザートを食べながら、自由におしゃべりを楽しむ事ができる場所です。絵本や折り紙もあるので、小さな子どもを連れての参加大歓迎です。～「地域のニーズに耳を傾け、食を通じて、地域の皆さんが集い、交流できる場所となるように～このカフェが参加者の絆を結びきっかけの場になったら嬉しいです」～(市政だより早良区版 2018/11/15)



『子ども食堂 役割多様化』～九州 338 か所に広がる～運営者からは「子どもの不登校の改善につながっている」「家庭の不和を緩和している」など、手ごたえの声が出た。子ども食堂を巡っては、地域や行政などと連携し、子どもの受け入れや食材の融通といった協力体制を深めようと、食堂同士をつなぐネットワークが各地で発足中。アンケートでは52の食堂がネットワークに参加していた。「情報交換の場になっている」「共同で研修を行っている」とメリットを挙げる声の一方で、「食堂のスタイルが違い、連携できていない」という意見もあった。食堂運営の課題に対する自由記述形式の問いには、「地域との連携ができず必要な情報が届いていない」「来てほしい子どもに伝わっているのか疑問」といった広報周知への不安があった。「スタッフの負担に偏りがある」「一人で運営し、つながりができていない」「地域に食堂の事を理解してもらえない」「助成金を受けられず、自腹でやっている」など資金面や人材の確保についての意見が目立った。(以上1面より抜粋)

そして2面には関連記事として、『子ども食堂 孤独、心も満たす』ー地域の中 存在意義変化ー



～「だいこんの花ばたけカフェ」では～初めは気難しそうにじっとしていたが、次第に子どもたちと笑いあうようになった高齢の男性～。「地域に様々な世代の人がいることは子どもにとっても自然な形だと思う」と、食堂の裾野の広がりの大切さを語った。～

(西日本新聞 2019/1/3)

新年早々1月3日朝刊の1面に取り上げられたことで、



「居場所づくり」というものが社会的な課題であることの再確認ができました。取材をしてくださった社協の方、西日本新聞社の記者の方に心より感謝いたします。

飯地真理子(理事)

3. 講演会 ～子どもの発達と、子どもを取り巻く環境を考える～

第 2 回 子どもの発達とメディアの関係性について

2018・10・21 開催

【講師】 原陽一郎氏 筑紫女学園大学准教授 NPO 子どもとメディア専務理事

報告：「メディア」と表記する場合、テレビ、パソコン、スマホ、タブレット、ゲーム機などのデジタルデバイスとそのコンテンツを意味する。「メディア」は私たちの生活と深く関わっている。現状では「問題」となっていることの方が多くに思われます。

1、「問題」とは、①生活の乱れ ②依存症 ③行動の変容・異常 ④対人関係のもつれ ⑤表現の過激化 ⑥その他 その芽は乳幼児期からある。具体的には A～E に分けて見てみよう。

A 「授乳」はコミュニケーション能力の基礎をつくる時間。

人間の乳児だけが授乳中に飲むのを停める。この時大人が何らかの働きかけをし、乳児は再び飲み始める。これこそコミュニケーション能力を培っているのです。それなのに、授乳中テレビがついていたり、母親がケータイに夢中になっていることが多いのでは？

B 紙おむつの使用は、子どもへの働きかけの回数を減少させてしまう。

おしっこ、うんちは大人が子どもに関われる大切な時。布おむつやパンツだったら 1 日 25 回くらい替えていたのに布おむつになると 1/4 から 1/5 に減ってしまう。

C 子育てで「メディア」が多用されている。

子どもが大人の関わりを求める時期にテレビ、DVD を利用し、子育てが手抜きになっている。

D 食事時のテレビ視聴と問題行動との相関が高く出る。

人と関わる能力が育ちにくくなるし、身体を動かしたりする時間が奪われていくし、神経系の育ちがおかしくなる。

E 本来子どもは、その「育ち」において、大人の関わりが必要である。

つまり、全体として：愛着関係が作られにくい状況が、すべての子どもの問題になってきている。「ふつう」の子育て自体に問題が起っています。自信がない（自己肯定感が低い）自分を大切に思えない（自尊感情の欠如）は、日本の子どもたちの大きな問題になっている。

2、「メディア」による健康被害 「メディア」中毒 ⇒依存症について

「メディア」は小さな働きかけ（指先など）で、光・音など大きな変化が起こるため、達成感が生じやすいので「快」が生じやすく、それだけ「中毒」になりやすいと言えるでしょう。一度その「快」に慣れると、さらに大きな刺激でないと「快」が生じなくなります。

3、「メディアの内容」が与える影響について

ゲームなどの表現が過激化しており、しかもその接触開始年齢が低年齢化している状況なので子どもたちの「こころ」に何が起こるのか起こっていくのか不安である。ニュース番組などの殺人事件などの情報などを得ることはあってもその解決を知ることは難しいので、いつまでも脅かされる、つまり世界は恐ろしい場所だという認識にとられる可能性がある。

4、子どもと「メディア」との新しい関係をきづくために

- * 「世界はすてきだ」と思えるように「メディア」よりも楽しいと感じる経験が大切！
- * 子どもとのコミュニケーションを十分にとることが大切で「遊び」を提供することが大切だし「科学的」見方を伝える努力をしていきましょう。
- * 『ノー「メディア」デー』を決めましょう！乳児期にゲーム、スマホ、パソコンに触れる必要はない！今は 4 カ月の赤ちゃんから影響にさらされている実態に参加者は驚きました。一午後は意見交換で交流しました。一

福井英二(監事)

第 3 回 こども虐待防止とおとなのかかわり

2019・3・2 開催

【講師】 安部計彦氏 西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授・博士（社会福祉学）

安部先生は、児童虐待研究分野の第一線で活躍。北九州市児童相談所・市立障害福祉センター障害者福祉を経て、2005 年より現職。『ネグレクトされた子どもの支援』（2016）など、著書・論文多数。福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員長、福岡市児童福祉審議会委員などとしても活躍され、全国レベルでの講演や福祉施設のスーパーバイザー、保護者や子どもの支援を通して児童虐待防止に奔走されています。

子どもへの虐待のニュースが、最近大きく取り上げられています。子どもが亡くなるという痛ましい結果にならないように、安部先生のお話を伺いながら、私達また関係者に何ができるか、どこかで止められたのではないかとということ、参加した方々と一緒に考えました。はじめに千葉県野田市で起こった栗原心愛（みあ）ちゃん事件の経緯を新聞記事から見ていきました。

～野田市の事件は、家庭内 DV が根底にありました。（新聞記事要約）～

お母さんは沖縄糸満市でみあちゃんを産んでから一度離婚し、母方の祖母と住んでいましたが、同じ父親と再婚し、第二子（低体重出生）を生みました。母親の親族が『（父親の）みあちゃんへの恫喝、母親への DV』の相談を糸満市役所にしましたが、連絡を受けた児童相談所は『情報が少ない』として判断を保留しました。一家は翌月父親の出身地である野田市へ転居、糸満市は野田市に家族の健康状態（低体重出生の第二子のこと）を申し送りました。「恫喝」や DV は引継がれないままでしたが、みあちゃんが転校した A 小学校は「支援が必要な家庭」と把握。「要支援児童」と認定し、更に小学校のいじめアンケート（お父さんの暴力を訴えた）、みあちゃんの右頬のあざ確認で、緊急度最高の「AA」「要保護児童」として一時保護（親と隔離）されました。年末に保護を解除され父親親族の元で生活を始めましたが、父親がアンケートのコピーと念書を求め、手に入れたすぐ後、みあちゃんは B 小学校に転校します。そして翌年 1 月父親から長期欠席の連絡があり、欠席期間中にみあちゃんは亡くなってしまいました。

～私達に何ができるか～

周囲から虐待に見えても、親はしつくと考えている場合があります。どこまでがしつくて、どこからが虐待になるのか、分けることは難しい問題です。民法には子どもの福祉のために子どもを懲戒することができるという「懲戒権」がありますが、子どもの福祉から逸脱する場合は「虐待」です。しつては、子どもを一人の人格を持つ「人」として尊重する事です。子どもを自分の所有物と思い、自分の感情や価値観を押し付け、意思や希望を無視・抑圧することは「虐待」です。しかし、『事件を検証する時に考えるのは、事件の当事者を責める事ではなく、同じ間違いが起こらないように、どこがまずかったかを明らかにしてそれを繰り返さないようにする、ということだ』と安部先生は言われました。

転居や転校で役所の管轄が変わった時、関係機関の引継ぎを漏らさずやっていく事は最重要課題です。市、児童相談所、学校、教育委員会など、関連機関のネットワークで作られた『要保護児童対策地域協議会』の役割に期待します。夫婦間の DV は、子どもにとっては心理的な虐待となります。子どもを守るためには、周囲で異変に気付いた人が早めの児童虐待通報電話「189」（いちはやく）をすることも必要です。

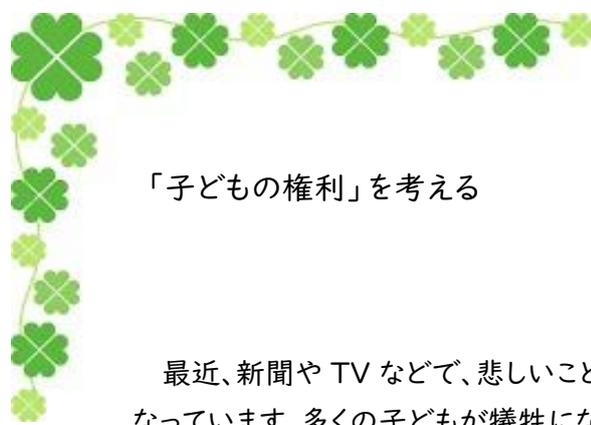
傍観者ではなく、周りを気にすることから始めていきたいと思います。



飯地眞理子（理事）

4. ゆいコラム (その 2) ～私の仕事と「ゆい」～

ゆいのメンバーは、教育・福祉関係者や大学院生など、様々な現場経験者で構成されています。そのゆいが何を目指しているのか、メンバーのコラムを通して感じていただけたらと思います。前号から新しいコーナーを作りました。ゆいコラム 2 回目は、高倉が担当します。



「子どもの権利」を考える



最近、新聞や TV など、悲しいことに「虐待」のニュースが毎日のように話題になっています。多くの子どもが犠牲になっており、それにより大人側の様々な問題点が浮き彫りになってきました。どうしてそうなる前に防げなかったのだろうか？周囲の誰かはその信号に気づいてなかったのか？行政は守れなかったのか？など、憤りに近いもどかしい思いになります。子どもの権利はどうなっているのでしょうか？

現在私は、企業型の小さな保育園に勤務しています。そこで「子どもの権利」について考えることがあります。保育を進めていく中で、どの子にも豊かに生きていき、成長していくための権利があるということを、きちんと認識していこうと保育者同志で話し合います。しかし、一般的には、「子どもの権利」という言葉さえあまり認知されていないような気がしています。社会全体のすべての大人がきちんと理解していれば、児童虐待や様々な問題も減っていくのではないのでしょうか。子どもに関するあらゆる権利や考え方を法的に記したものが「子どもの権利条約」です。その中には、約 50 ほどの条文があり、まさに現在起こっている子どもに関わる社会問題に当てはまる条文がたくさんあります。

世界的に「子どもの権利条約」は国連で 1989 年に採択され 1994 年には 168 か国が加入。日本はこの年に 158 番目に批准されました。

「子どもの権利条約」とは、どういうことなのか？ということ子ども達にもわかりやすく書いた本があります。抜粋してご紹介します。



『子どもによる 子どものための「子どもの権利条約」』（小学館）

小口尚子・福岡鮎美著 より一部抜粋

まえおきのまえおき

今からぼくが話すことってというのは
みんながいっしょに住んでるこの地球でぼくら子どもがしあわせにくらすために
“こういうことができるといいね”
“こういうふうになればいいかな?”と大人たちがいっしょうけんめい考えた、

そして決めた、国と国の約束。<中略>

みんながいつもにこにこしていられるようになるには、

きっとこれを守ることが大事になると思う。<中略>

ぼくらが大人になったときには、

ぼくらが守るんだから今から知っておいてもいいと思うよ。

まえおき(前文)

この「子どもの権利条約」をもっといろんな人が知って

もっといろんな人が守ったなら

きっとたくさんの子どもの助けられる。

たくさんの子どもの命が消えることがなくなる。

だから いっぱい数はあるけど、知ろう。考えよう。少しずつ。ひとつひとつ。

<第1条から第43条の中の抜粋>

第19条 親から痛い目ひどい目にあわされるなんて。

ぼくら子どもだって人間だ。痛い思いをするのはいやだ。

いやな思いもしたくない。ほおっておかれない。

むりやり働かされたくない。もし、お父さんお母さん、それに代わる人が、
そんないろんな“ひどいこと”をすることがあれば、国は、法律をつくるのは

もちろん、そのほかにもそういうことを防ぐために、

できることは、みんなやってほしい。(以下省略)

全ての子どもも大人も、この「子どもの権利条約」の事を、少しでも知り、理解できていれば社会も少しは変わっていくのではないかと思います。私が勤めている保育園でも、保護者とともに子育てを考えていく中で、伝えていきたい大切なことのひとつだと考えています。より多くの人々に、伝えていくことが大人の責任だとも言えます。そんな思いをもちながら、ゆいの様々な活動に参加しています。夕やけ食堂に親子で参加されるお母さん方、「あーご飯作ってもらえて食べられるなんてほっとするー」と笑顔でくつろいで、お喋りされる姿を見たり、自然活動では、「親子で森に出かけたのは初めてで心地よかったです。子どもの頃を思い出しました。また行きたいです。」などの声をきくと、親子が笑顔で過ごせる時間や経験づくりに、ゆいの活動が少しでも子育ての一助になっているのかな、と嬉しく感じます。しかし、そこに参加できない子ども達や大人達とどう繋がっていくかが今からの課題でもあります。ほんの小さなきっかけ作りや、声掛けができるそんな場所が増えて、困難を抱えている親子や子ども達の手助けになれるように、それぞれの大人が身近なところで手を差し伸べられるような気持ちを持ち続けたいと日々感じているところです。



— あとがき —

平成 28 年から 3 年間行ってきた姪北公民館の活動は、平成 31 年 3 月をもって福岡市の補助金が終了する予定でした。そこで当法人としては、活動継続のため、昨年 9 月からいろいろ方策を考えてきましたが、この度全労済の「地域貢献活動」に採択され、今年 1 年続けられることになって皆でホッとしておりました。ところが 3 月中旬、「活動 4 年目についても、今まで通り事業を支援する」ことが市議会で急遽承認され、私たちにとっては 2 重の喜びとなったのです。これはひとえに、活動を支えて下さる多くの方々のおかげであり、またこのような「居場所づくり」が地域に欠かせないものであることが、少しずつ認められてきたからではないかと思えます。

今後もこれまで同様、精一杯活動していきますので、皆様の変わりないご支援を法人一同願っております。

どうぞよろしく願いいたします。

理事長 高木美穂子

会員募集のお願い

ゆいの活動は、子育てを大切に思う人々のご支援の力がエネルギーとなっています。活発な運営・発信をしていくために、ゆいの活動を一緒に盛り上げてくださる会員・団体を募っております。

☆登録して頂いた皆様には、講演会・イベントのご案内や報告などゆいの活動を、会報(年 3 回)にてお知らせしております。年会費は 1 口、正会員(個人 5,000 円、団体 10,000 円)、賛助会員(個人 2,000 円、団体 5,000 円)です。

☆運営スタッフやボランティア希望者も大歓迎です！ご参加お待ちしております。

☆また一般寄付とともに、『マンスリーサポートフレンド』(毎月一口 1000 円のお振込み)で活動を支えてくださる寄付も受け付けております。下記振込口座をご利用ください。(個人情報については当 NPO の連絡以外には使用いたしません。)

ゆうちょ銀行の場合： 記号 17470 番号 95434791

他銀行からの場合： 店名 748 普通預金 口座番号 9543479

口座名義人： NPO 法人ゆい 理事 高木美穂子



NPO法人ゆい —第 6 号—

連絡先 事務所：福岡市西区生松台 2 丁目 30 番 1 号

Tel：080-3949-5229 (たかき)